



随意契約（※）が可能な範囲 ※一般競争入札によらない契約

基本的には、予定価格が500万円以下の物品・役務等に限られます。ただし、300万円以上（単価契約・年間契約等は100万円以上）の場合は、見積公告による見積合わせを行います。（対象となるものが競争を許さない場合等を除く。）



宅配により納品する場合

宅配による納品の場合、伝票の日付は発送日をご記入ください。また、宅配により、教員等に直接納品する場合は、後日、教員等が検収担当部署または各部局の総務チームに持ち込み、検収します。



本学の教員等から返品や交換の依頼があった場合

返品や交換は、「カラ納品」「品転」などの不正行為に利用される場合があるため、依頼があった場合は必ず契約担当部署にその旨のご連絡をお願いします。

預け金（カラ納品）

架空取引により、契約した物品を納入していないのに納入したこととして、代金の支払を受け、その代金を管理すること。

書類の書換（品転）

虚偽の請求書等を提出し、契約（納品）した物品とは異なる別の物品に差し替えること。



不正行為に関する相談窓口・通報窓口

- 不正行為に関する相談窓口（財務部財務企画課）
TEL：089-927-9056 FAX：089-927-9068
Mail：syukei@stu.ehime-u.ac.jp
- 不正行為に関する通報窓口（総務担当副学長）
TEL：089-927-9010 FAX：089-927-9025
Mail：soukacho@stu.ehime-u.ac.jp